

令和7年度 第1回 横浜市大都市自治研究会 会議録	
日 時	令和7年6月27日（金）午後5時00分～午後7時00分
開催場所	横浜市庁舎18階なみき9～12会議室
出席者	辻座長、出雲委員、伊藤委員（オンライン）、宇野委員、大杉委員、大津委員、神尾委員、勢一委員、沼尾委員（オンライン）、野口委員（オンライン）、望月委員
欠席者	なし
開催形態	一部非公開（傍聴者0人）
議題等	1 議事 (1) 特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等の論点整理（案）について (2) その他
決定事項	○議事を非公開とする。ただし、主な発言の要旨を公表する。
議事要旨	1 議事 自由な議論の場とするため、以後の議事について非公開とすることが出席委員の承諾により決定した。 (1) 特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等の論点整理（案）について 事務局から資料の説明後、委員の意見交換が行われた。（主な発言要旨は、次のとおり）
主な発言	1 特別市の法制化に関する論点 (1) 総論 ・特別市への移行によるメリットは、県や他の市町村も含めて全ての自治体に及ぶことを明記したほうが良い。 ・特別市実現により、二重行政を完全に解消できることが伝わるように、具体的な説明を加える必要がある。 (2) 特別市の位置付け ・普通地方公共団体なのか特別地方公共団体なのかということに加え、基礎的な地方公共団体なのか広域の地方公共団体なのかということを整理する必要がある。 ・特別市の本質は基礎自治体であるということを中心に理論構成するべきだと考える。 (3) 住民投票 ・地域の自治については当該地域の住民が決めるものであることから、住民投票の範囲は特別市となる地域の住民が良いと考える。 ・旧特別市制度における住民投票の対象は、関係都道府県民であったが、これは法律論ではなく政治的な理由によるものであった。住民投票の範囲は、特別市となる地域の住民とすることを良いと考える。

- ・日本の地方自治制度は二層制が原則だが、一層制である特別市に変更する理由は、主権者である当該地域の住民が一層制の自治体を希望する選択をしたことだと考えられる。

(4) 移行手続

- ・旧特別市については地方自治体からの発意という規定ではなかったが、特別市は地方自治体の発意が基本となると考える。
- ・道府県議会の同意が必要であることが伝わるように記載した方が良い。

(5) 移行要件

- ・指定都市とともに隣接する市町村が特別市への移行を希望する場合の扱いについても記載した方が良い。
- ・他の自治体にも適用される一般的な制度を構築することを考えると、指定都市の置かれた状況はそれぞれ異なることから、一般制度として規定する点と各指定都市が合意形成を図りながら定めていく点を分けた上で、移行要件を定める必要がある。

(6) 法律の枠組み

- ・特別法を制定するのではなく、移行手続も含めて、地方自治法を改正する考え方を整理した方が良い。

2 特別市における住民自治や住民代表機能の確保

(1) 残存する道府県の事務処理への影響とその対応策

- ・「残存する道府県」という表記があるが、特別市が区域外に変わるだけであり、例えば「新たな道府県」などとしてはどうか。
- ・「事務の共同処理の基本的なフレーム」の具体的な内容が伝わるよう工夫した方が良い。
- ・特別市が広域的な機能を担った場合に、その機能が特別市の区域外に及ぶ点について、法的根拠に加え、近隣自治体との関係も整理した方が良い。

(2) 特別市に移行する区域に道府県が有している施設の取扱い

- ・「移管前のサービス水準を維持」とは何か、具体的に記載する必要がある。
- ・横浜市内の県立高校が移管された場合に、利用条件や費用負担の公平性についても考える必要がある。

(3) 広域的な役割も引き継ぐ特別市が周辺市町村において果たすべき役割

- ・特別市周辺の市町村における広域連携は、都道府県の支援を中心とすべきか、特別市との連携を充実させるべきか、より分かりやすい記述にする必要がある。
- ・「特別市による広域連携の仕組み」について、具体的に記載した方が良い。

	<ul style="list-style-type: none"> 特別市は、通常の市町村間の水平的な連携のほかに、県が担っている広域的な機能も果たすべきなのか、位置付けを記載した方が良い。 県が担ってきた広域的な機能を特別市域において新たに特別市が担う場合、県との役割や費用分担について考える必要がある。 広域自治体が持つ税源も特別市が徴収することになるので、例えば、人材育成の面で近隣自治体を補完するなど、特別市が広域連携により果たす役割を打ち出すことが必要である。 <p>(4) 特別市と残存する道府県の双方の行政サービスの提供に影響が生じないようにするための財政面での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧特別市制度では、大都市が都道府県の区域外となることで、税収に影響が出ることが道府県の反対に繋がったが、現在は地方交付税制度があり、大きな財政需要に適用できる仕組みがあることを記載した方が良い。 平成の市町村合併について、一定程度の財源を国が担保して進めた経緯を考えると、特別市移行についても、都道府県、特別市の双方に激変緩和措置が取られるよう国に求めていく必要がある。 道府県の財政運営への影響に関し、各指定都市が置かれている状況や包括道府県の状況には地域差がある。 <p>(5) 特別市における住民自治や住民代表機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民代表機能を確保に関し、区常任委員会の設置を地方自治法に規定するのか、各市の条例に委ねるとするのかについては議論する必要がある。 何らかの住民代表機能は必要だと考えるが、同じ指定都市であっても人口規模や内部組織は異なるので、決められた範囲内で各市が条例により規定することが良いと考える。
資 料	<ul style="list-style-type: none"> 次第 委員名簿 座席表 会議資料
特 記 事 項	次回研究会については、別途日程調整の上、開催日を決定する。

(以 上)